

次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会
「特別支援教育」分野配付資料

2018.10.15 植草学園短期大学 佐藤慎二

1. 確認しておくべきこと

- 「障害者の権利に関する条約」（2008年発効→2014年批准）
- 通常の学級に在籍する発達障害(疑)推計値－全児童生徒の約6.5%(文部科学省2012)
 - *上記調査では、知的障害のある児童生徒とすでに下記のサービスを受けている児童生徒を除く。
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会2012）→「共に学ぶ」と「自立と社会参加」を目指して、児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮・基礎的環境整備
- 「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」（千葉県教育委員会2017）

2. 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進－連続性のある「多様な学びの場」－

- 通常の学級における包括性を高めるユニバーサルデザインの展開・合理的配慮・校内外支援体制
- 通級による指導(弱視、難聴、肢体不自由、病・虚弱、言語、情緒、発達障害(自閉症、LD、ADHD等))
- 特別支援学級(弱視、難聴、知的、肢体不自由、病・虚弱、言語、自閉症・情緒障害(自閉症、LD、ADHD等))
- 特別支援学校(視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱)

3. 自閉症・情緒障害特別支援学級と通級による指導の専門性の担保・向上

(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の現状

*データ：「特別支援教育資料」（文部科学省）、「千葉県の特別支援教育」（千葉県教育委員会）

小学校・中学校の合計数値

*自閉症・情緒障害特別支援学級＝自閉症、学習障害、ADHD等の発達障害のある児童生徒

		平成19(2007)年度	平成29年(2017)年度
全 国	自閉症・情緒障害特別支援学級	38001人	110452人
	知的障害特別支援学級	66711人	113032人

千葉県	自閉症・情緒障害特別支援学級	1 2 3 0 人	→	3 8 3 6 人
	知的障害特別支援学級	3 3 4 7 人		5 5 6 1 人
	特別支援学校小学部・中学部	2 5 5 2 人		3 1 2 7 人
	特別支援学校高等部	1 9 7 0 人		3 1 4 9 人

*** 通級による指導**

		平成 1 9 (2007) 年度	平成 2 9 年 (2017) 年度
全	発達障害のみに絞った数字	1 3 7 8 7 人	→ 6 8 8 3 9 人
千	全障害種(特別支援学校分含む)	1 8 7 8 人	→ 5 4 1 1 人

(2) 特別支援教育の焦点は小学校・中学校・高等学校に！

義務教育段階の児童生徒が特別支援教育のサービスを受けている割合(平成29年度)

特別支援学校 — 0.7%

<小・中学校の学校内にある> 特別支援学級 — 2.4% 通級指導教室 — 1.1% *通常の学級 — 6.5%(発達障害・疑)	通常の教育・通常の学校の問題であり 「特別支援教育課」だけが負うべき 教育課題ではない！ *不登校・少年非行のリスクファクター
---	--

(3) 自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室の在籍数が増加している理由

- ①理解啓発
- ②発達障害が増えた！？
- ②特別支援学校とは違い、小・中学校内にある。
- ③通常の学級において包括する努力不足

↓

<対策>

①改めて、校内支援体制の充実という意識改革

②通常学級ユニバーサルデザインの充実→初任研の重要性

*『どの子ども「わかる」「できる」をめざす授業や学級づくりーユニバーサルデザインの視点をふまえた支援の工夫』（県総合教育センター）

(3) 担任・担当の専門性の担保

①学級・教室設置に担任の養成が追いついていない。

→特別支援学校は複数担当制が基本＝先輩の背中。特別支援学級・通級は担任1人1学級

*『特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ』（県総合教育センター）

②校務分掌の一環として学校長が担任・担当を指名せざるを得ない

→新任者（* 2013年度約140人→2018年度約260人）、臨任者の増加→支援体制の弱さ

→本人・保護者の期待に応えきれない→定着率の低下……新任者・臨任者の増加……

③特別支援学校の児童生徒増加の背景にある特別支援学級の専門性低下

↓

<対策>

①教員試験採用「特別支援教育」枠の維持・拡大

②特別支援学級担任・通級担当人事を学校長任せにしない

→教育事務所・市町村教育委員会の調整機能

③特別支援学校と特別支援学級との人事交流の拡大

④現職研修の充実ー特に、市町村単体での研修が厳しい地域

各教育事務所＋特別支援学校のセンター的機能との連携

→新任研を地元で入学式・始業式前に実施

*「専門性向上パッケージ」の伝達・活用

(4) 自閉症・情緒障害特別支援学級と卒業後の進路(千葉県)・その課題

①卒業後の進路先・現状

平成19年度		平成29年度	
卒業生数	進路先・人数	卒業生数	進路先・人数
70人	特別支援学校校高等部 44%(31人)	294人	特別支援学校高等部 40%(115人)
	公立高校 36%(25人)		公立高校 33%(98人)
	私立高校 20%(14人)		私立高校 28%(81人)

②他の障害との比較

○知的障害特別支援学級の場合は約20%が公私立高校、約80%が知的障害特別支援学校高等部

○視覚と聴覚－平成29年度千葉盲学校高等部在籍数43人、千葉聾学校高等部在籍数35人

○300人近い－数的に圧倒的に多い(通級指導教室の卒級生も含めればさらに数は増える)－

自閉症・情緒障害特別支援学級(発達障害のある)卒業生の教育の場は？後期中等教育の場が明らかに限定されている。

*特別支援学校(視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱)－学校教育法第72条



<対策>

①高等学校のホームルーム・授業におけるユニバーサルデザインの展開→初任研の充実

②高等学校教育の一層の多様化

- ・通級による指導の拡充 *今年度：幕張総合、佐原、稲毛、(袖ヶ浦)
- ・3部制・通信制をはじめとした高等学校のあり方
- ・高等学校に何らかのコースを開設し、「自立活動」に準ずるような学校設定科目の開講

③特別支援学校教育の多様化

- ・視覚、聴覚、肢体不自由、病弱特別支援学校高等部に、発達障害により精神疾患上の配慮が必要な生徒のための「病弱」コースの設置
- ・発達障害により精神疾患上の配慮が必要な生徒のための(病弱)高等特別支援学校